宮津会館利用料金表

(令和元年10月1日施行) (単位:円)

	使用時間	利 用 料 金		
		全 日	半日	夜 間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで 又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	平 日	64, 110	22, 620	31, 420
	土曜日、日曜日 及び休日	77, 000	27, 230	37, 710
ホワイエ (1階又は2階)	平 日	16, 130	5, 550	7, 540
	土曜日、日曜日 及び休日	19, 380	6, 700	9, 110
ホワイエ (全 階)	平日	21, 370	7, 540	10, 050
	土曜日、日曜日 及び休日	25, 660	9, 110	12, 990

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 舞台又はホワイエを利用し、創作活動等練習に係る利用料金は、別に定める額とする。 ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。
- 5 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

冷房装置利用料金

	使用時間	利 用 料 金				
		全 日	半 日	夜 間		
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで 又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで		
大ホール	冷房料	4, 710	1, 880	1, 880		

備考

1 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。